

上野原市営マス釣場指定管理者募集要項

上野原市（以下「市」という）では、上野原市営マス釣場（以下「釣場」という。）の管理運営業務を効果的及び効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定及び上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 205 号）に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 施設の概要

（1） 施設の名称

上野原市営マス釣場

（2） 施設の位置

上野原市秋山 7 1 8 1 番地（日向海戸橋）より上流、上野原市秋山 7 5 0 3 番地（落合橋）までの間 1, 0 0 0 メートルの区間

（3） 事務所の所在地

上野原市秋山 7 6 3 7 番地

（4） 施設の設置目的

本市の観光開発を促進するため。

（5） その他

詳細は、上野原市営マス釣場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおり。

2 指定管理者が行う管理業務の内容

（1） 釣場の管理に関する業務

（2） 釣場の利用に関する業務

（3） 釣場の利用に係る利用料金の徴収に関する業務

（4） 釣場の施設及び設備の維持管理に関する業務

（5） 釣場における自主事業の実施に関する業務

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 管理に関する基本的事項

（1） 管理の基本方針

ア 施設の衛生に関する事項

施設は、常に清潔に保つように清掃を行うとともに、事故や盗難等の被害を未然に防止するよう、必要な措置を講じるものとする。

イ 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故又は故障が発生したときは、市に報告し指示を受け必

要な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合または軽微な事故、故障の場合は、現場において必要な措置を講じ、追って市に報告するものとする。

(2) 営業期間等

施設の営業日（休業日）及び利用時間等については、指定管理者の候補者と協議の上決定します。なお、現行の営業時間等は次のとおりです。

ア 営業時間：午前8時30分～午後5時

イ 定休日：3月～12月 毎週水曜日（8月は定休日なし）

1月～ 2月 毎週水曜日・金曜日

年末年始休業 12月30日～1月4日

(3) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、上野原市個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、管理運営を通じて知り得た情報を漏らし、又当該施設の管理運営以外の目的に使用してはなりません。

(4) 情報公開

指定管理者は、上野原市情報公開条例の規定を遵守し、当該施設の管理運営に関して保有する情報について積極的な公開に努めなければなりません。

(5) 法令等の遵守

指定管理者は、釣場の管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。

(6) 業務の範囲

業務の範囲については、別添「仕様書」を参照すること。なお、部分的な業務の委託については、他の事業者へ委託できるものとします。ただし、委託する場合は、事前に市との協議が必要です。

(7) 責任分担

指定管理者と市の責任分担は、次のとおりとします。

ただし、備品及び施設の修繕で市が負担する金額については、10～50万円以上の範囲内で指定管理者に指定した団体が提案した金額に基づき上野原市と指定管理者との間で協議し、協定書により定めた額とします。なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めるものとします。

項目		市	指定管理者
ア、備品	修繕	10～50万円以上	○
	更新	◎	○
	新規購入	○	◎
イ、施設	修繕	10～50万円以上	○

ウ、事故・災害等による施設等の修繕	事案による	
エ、市有施設の火災保険加入	◎	
オ、施設利用者の被災に対する責任	事案による	
カ、利用者に係る保険の加入		◎

(注) ◎：主たる責任 ○：事案によって責任分担を負う

※指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入、修繕等を行うこと。

(8) 利用料金等に関する事項

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。したがって施設の利用料金は指定管理者の収入となります。(令和6年4月1日以降の収入分が対象となります)

また、この利用料金の額は、条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めます。

(9) 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。指定管理の対象となる敷地及び施設内のリノベーションについても同様とします。

また、自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けることとします。

なお、事前承認を受けている場合は、原則として現状回復義務は発生しないこととします。この際、指定管理業務内である提案事業と自主事業は明確に区分することとします。

(10) 指定管理者の業務に係る経費

釣場の業務に係るすべての経費は、利用料及びその他収入をもって充てるものとします。

(11) 指定管理者が負担する経費について

釣場にかかる借地料については、指定管理者の負担とする。指定管理は借地料相当額を指定する期限までに納付するものとします。

4 指定管理者の業務に係る指定管理料又は市への納入金

(1) 指定管理者は収受した利用料金の収入により、管理運営経費を賄うこととなりますが、ご提案いただく事業計画及び過去の運営実績を考慮したうえで下記について選択制でご提案ください。

(ア) 市から指定管理料を受領する。

- (イ) 市へ一定金額を納入する。
- (2) 前項で(ア)を選択した場合の指定管理料については、指定管理者に指定した団体が提案した収支計画書に基づき上野原市と指定管理者との間で協議し、協定書により定めた額とします。なお、年度協定により会計年度(4月1日から翌年3月31日)毎の指定管理料を決定します。災害等の特別な場合を除き、原則として増額しません。
- また、この額については、消費税及び地方消費税相当額が含まれたものとなります。
- (3) 指定管理料は、会計年度毎に指定管理者の請求に基づき、月毎に支払うものとしてします。
- (4) 第1項で(イ)を選択した場合の納入金については、指定管理者に指定した団体が提案した収支計画書に基づき上野原市と指定管理者との間で協議し、協定書により定めた額とします。なお、年度協定により会計年度(4月1日から翌年3月31日)毎の納入金を決定します。災害等の特別な場合を除き、原則として減額しません。
- また、この額については、消費税及び地方消費税相当額が含まれたものとなります。
- (5) 納入金は、会計年度毎に市の請求に基づき、指定管理者が月毎に支払うものとしてします。

5 指定期間

指定管理者が釣場の管理を行う期間は、次のとおり予定しています。ただし、この期間は、市議会の議決後に正式に指定期間となります。

期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 申請資格

- (1) 申請者の資格は法人その他の団体であって、施設の管理運営能力を有しており、次のいずれにも該当しないものとしてします。
- ア 法律行為を行う能力を有しないもの
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- エ 国税及び地方税を滞納しているもの
- オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は更生手続きを行っているもの
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となっている活動を行なっているもの等、山梨県暴力団排除措置の排除対象者になっているもの。

- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という）は、代表団体を定めてください。
- (3) 単独で応募した団体はグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

7 申請書類

(1) 上野原市公の施設の指定管理者の指定申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式1）

自主事業の内容については、事業計画書に記入してください。

(3) 収支計画書（様式2） 5年間

(4) 附属書類

ア 実施体制表

イ グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項

ウ 団体の概要及び活動の経歴を記した書類

エ 定款又は寄付行為、なお、法人以外の団体にあつてはこれに類するもの

オ 法人の登記事項証明あるいは登記簿謄本及び印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）なお、法人以外の団体にあつては、当該団体等の規約及び代表者の身分証明書

カ 申請資格に関する申立書（様式第2号）

キ 役員の名簿及び履歴書

ク 収支（損益）計算書又はこれに相当する書類（過去3事業年度分）

ケ 貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（過去3事業年度分）

コ 事業報告書又はこれに相当する書類（過去3事業年度分）

サ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書

シ 直近1年間の国税及び地方税の滞納がない証明（国税及び地方税の納税証明書（募集の開始日以降に公布されたもの）又は国税及び地方税に関する申立書（様式第3号））

※法人の場合は、法人税、消費税、法人市県民税、地方消費税、固定資産税を示す。

※法人以外の団体の場合は、申告所得税、消費税、市県民税、地方消費税、固定資産税

ス 上野原市からの雇用について

セ その他、市長が特に必要と認める書類

8 申込方法等

- (1) 申込期間 令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)まで
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出先
上野原市役所 産業振興課 商工観光担当
〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832
TEL 0554-62-3119 (直通)
FAX 0554-62-1086
- (5) 提出部数 正本1部、副本9部 計10部。なお、提出書類は、特別なものを除きA4版とします。

9 指定管理者の決定までの流れ

- (1) スケジュール(予定)
 - ア 募集の公示
令和5年7月24日(月)
 - イ 募集要項の配布期間
令和5年7月24日(月)から8月18日(金)まで
 - ウ 現地説明会及び現地見学会
令和5年7月28日(金) 午前10時から
 - エ 募集に関する質問書の受付
令和5年7月24日(月)から8月17日(木)まで
 - オ 質問に対する回答
令和5年7月24日(月)から8月21日(月)まで
 - カ 申請書類の受付
令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)まで
 - キ 指定管理者の候補者の選考
令和5年9月中旬頃
 - ク 指定管理者の候補者の決定
令和5年9月下旬頃。以降、業務内容について協議し、仮協定を締結します。
 - ケ 指定管理者の指定
令和5年12月を予定(上野原市議会で議決により決定)。指定管理者の議決(指定)に伴い、後日本協定を締結します。
- (2) 留意事項
 - ア 応募者は可能な限り、現地説明会及び現地見学会に参加してください。なお、参加される場合は、前日の午前中までに参加申込書(様式3)を提出して下さい。

- い。郵送、ファックス、メールでも可とします。
- イ 募集に関する質問は、質問書（様式4）により行って下さい。なお、提出は書面によることとし、郵送、ファックス、メールでも可とします。電話、口頭によるものは受け付けません。
- ウ 参加申込書及び募集に関する質問のメールのあて先は次のとおりです。
産業振興課 商工観光担当：shokokanko@city.uenohara.lg.jp
- エ 質問に対する回答は、上野原市のホームページに掲載するので確認して下さい。

1 0 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法について

指定管理者の候補者の選定にあたっては、あらかじめ指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴く中で、審査会において指定管理者の候補者を選定し、市長が最終決定します。

なお、審査会においては書類審査の他に、必要に応じて応募者に対しヒアリング等を行います。

(2) 選定基準について

審査会では、次の基準を基本として審査を行います。

- ア 市民（利用者）の平等な利用を確保すること
- イ 自主事業等を含め施設の効用を最大限に発揮すること
- ウ 施設の管理に係る経費の縮減が図られること
- エ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。又は、確保できる見込みがあること。
- オ その他、施設の管理に必要な事項

(3) 選定結果の通知について

選定結果は、すべての申込者に対して文書で通知します。

(4) その他

審査の結果、適当な候補者が見当たらない場合は選定を見送ることもあります。

1 1 指定及び協定について

(1) 指定管理者の候補者との協議及び仮協定

指定管理者の候補者と管理業務の詳細について協議を行い、協議が整った後、仮協定を締結します。

(2) 指定管理者の指定

上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定に基づき、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。

(3) 指定管理者との協定の締結

市議会の指定管理者の指定の議決後に、協定を締結します。なお、協定は、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日～翌年3月31日）に締結する「年度協定」を締結します。

ア 基本協定の主な内容（予定）

- (ア) 指定期間に関する事項
- (イ) 事業計画に関する事項
- (ウ) 管理の基準に関する事項
- (エ) 利用料金に関する事項
- (オ) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (カ) 管理費用に関する事項
- (キ) 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (ク) 管理に当たって保有する個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- (ケ) 管理業務の内容に関する事項
- (コ) 委託料又は市納入金の額に関する事項
- (サ) その他市長等が必要と認める事項

イ 年度協定の主な内容（予定）

- (ア) 管理業務の内容に関する事項
- (イ) 指定管理料又は市への納入金の額に関する事項
- (ウ) その他

1.2 事業報告等について

(1) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に事業報告書を提出して下さい。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの事業報告書を提出していただきます。

(2) 管理業務等に係る聴取等

市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して事業報告の内容を審査し、又は必要に応じて聴取等を行い、必要な指示・指導を行うこととします。また、必要な場合においては、これらを臨時に行うことができることとします。

(3) 指定の取消及び停止

指定管理者が管理する施設の適正を期するため、市が行う指示に指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

1 3 参考資料

- (1) 上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
- (2) 上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (3) 上野原市釣場条例
- (4) 施設の図面
- (5) 備品一覧表
- (6) 釣場の運営実績（過去3ヶ年分）

※施設の図面、備品一覧表、釣場の運営実績（過去3ヶ年分）は担当課窓口で配布します。

1 4 その他

- (1) 申込に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 申込みの撤回及び申込書類の修正は、原則として認められません。ただし、軽微な修正の場合を除きます。
- (4) 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。
- (6) 市が提供する資料は、本件に関する以外の目的で使用することを禁じます。
なお、本件に関する検討の目的で第三者に対して当該資料を使用させる場合は、市の了承を得ることとします。

1 5 問合せ先

上野原市役所産業振興課商工観光担当

〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832

TEL 0554-62-3119 FAX 0554-62-1086

E-mail: shokokanko@city.uenohara.lg.jp